



京都電気消防設備団体連絡協議会 会 則

(目 的)

第1条 本協議会は、加盟団体に所属する企業の健全な発展と公正な経済活動の促進及び地域社会貢献を進めるため、加盟団体の連携を強化して共通問題の解決を行い各団体の健全な発展を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本協議会の名称を京都電気消防設備団体連絡協議会と称する。

(事務所)

第3条 本協議会の事務所を京都府電気工事工業組合に置く。

(会 員)

第4条 本協議会は、京都府下における電気、消防設備関係団体を会員として構成する。

2 前項の会員は、下記の通りとする。

京都府電気工事工業組合

京都府電気工事工業協同組合

一般社団法人京都消防設備協会 (H29.3.31迄)

京都府電機商業組合

(事 業)

第5条 本協議会は、第1条の目的達成のため、次の諸事業を行う。

(1) 構成団体相互の情報交換及び交流

(2) 構成団体に共通する諸問題についての調査、研究、諸施策

(3) 構成団体間の連携事業に関する調査、研究、諸施策

(4) 行政並びに関係方面に対する諸活動

(5) その他本協議会の目的達成に必要な諸活動

(役員及び役員会)

第6条 本協議会の役員及び役員会は次の通りとする。

(1) 役員は幹事(各団体からの代表者を含む役員数名及び事務局責任者)とし、幹事により役員会を構成する。

(2) 幹事(各団体の代表者)のうち1名を代表幹事とする。

(3) 代表幹事の選任は、役員会において互選する。

(4) 役員会は、代表幹事が招集する。

(任 期)

第7条 役員の任期は2年とするが、構成団体の役員変更に伴って変更することができる。その場合の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 会議は次の通りとする。

(1) 会議は役員会及び事務局会議とする。

(運 営)

第9条 本協議会の運営は、各団体の合議により行う。

(事業年度及び会計)

第10条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。

2 本協議会の会計は、年会費及び必要に応じて徴収する臨時会費により運営する。

3 年会費は金30,000円也と定め毎年度当初に徴収するものとする。

(入会及び退会)

第11条 本協議会の入会、退会は次の通りとする。

(1) 入会は役員会の議決による。

(2) 会員は申出により役員会の議を経て退会することができる。

(解 散)

第12条 本協議会の解散は役員会の議決による。

(雑 則)

第13条 この会則のほか、本協議会の運営について必要な事項を別に定めることができる。

2 会則の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

(附 則)

1. この会則は、平成24年12月13日から施行する。